

NEWS RELEASE

令和6年9月11日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
広報室

職員の懲戒処分について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、下記のとおり懲戒処分を実施したので公表します。

記

- 被処分者
独立行政法人日本スポーツ振興センターに勤務する男性管理職員
- 処分の種類
停職 2月
- 処分発令日
令和6年9月11日
- 処分理由
法令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター就業規則の違反
- 事案の概要
駅構内において盗撮しようとした行為（性的姿態等撮影未遂）によって略式起訴され、令和6年7月25日付で罰金50万円の略式命令がなされた。
- 今後の対応
スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるよう、スポーツ・インテグリティの確保（トップアスリートの暴力・ハラスメント相談を含む）に関する業務を行っている当センターから、法令に違反する行為を行う職員を出してしまったことについて、厳粛に受け止めています。
今後は、被処分者が二度と同じ過ちを繰り返すことなく職務に精励するよう、法人として責任を持って対応してまいります。

以上